

# 神奈川県高校生等奨学給付金のお知らせ

～返還の必要はありません！

授業料以外の教育費にご活用ください～

(平成27年度は1年次生と2年次生が対象)

就学支援金とは別に申請が必要です。

## 申請できる方

- 平成27年7月1日現在、保護者の方が神奈川県内にお住まいで、平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した高校生等がいる世帯の方のうち、次のいずれかの世帯の方

- 平成27年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯
- 保護者全員の平成27年度の市町村民税所得割が非課税である世帯

## 【高等学校等とは】

- 高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

## 【奨学給付金の対象となる高校生等とは】

- 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した1年生及び2年生です。  
また、平成27年7月1日現在で高等学校等に在籍していなければなりません。
- 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者です。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所しており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。

## 受付開始日

平成27年7月から受付を開始します。

## 提出期限

平成27年12月15日（火）  
書類審査もごさいますので、お早めにご提出ください。

## 支給時期

平成27年9月30日予定（7月31日までに提出された方）  
以後、各月ごとに申請を取りまとめて、その月の2箇月後の末頃を予定しています。

## 申請書提出先

横浜国際高等学校 事務室  
〒232-0066 横浜市南区六ツ川1-731  
電話 045-721-1434

※ 転学等をした場合は、7月1日に在籍していた学校へ提出してください。

## 生活保護（生業扶助）を受けている世帯の方

### 支給条件

**修学旅行費に対して支給**しますので、次のことについて学校長の確認が必要となります。

- ・修学旅行に参加する予定であること又は参加したこと
- ・学校へ納付する修学旅行積立金に未済がないこと

### 支給額

高校生1人あたり 年額32,300円

### 提出書類

**高校生等奨学給付金受給申請書**のほか、次の書類を添付して申請してください。

- ① **発行日が平成27年7月1日以降の生活保護受給証明書**（生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書）  
※ 神奈川県内の高等学校等に通う高校生等が、就学支援金の届出（申請）のときに、**発行日が平成27年7月1日以降**の生活保護受給証明書の原本を学校に提出している場合は、提出は不要です。
- ② **振込先口座の通帳のコピー**  
※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人がわかる部分の通帳のコピーを提出してください。

### 誓約欄について

申請書の裏面に誓約（委任）欄がありますので、署名してください。

- 修学旅行に参加させる予定又は参加させたこと。
- 学校へ納付する修学旅行積立金に未済があるときは、高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任すること。

## 市町村民税所得割が課税されていない世帯の方

### 支給条件

授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費等）に係る費用に対して支給しますので、次のことについて学校長の確認が必要となります。

- ・授業料以外に学校へ納付するPTA会費等の納付金に未済がないこと

### 支給額

「給付対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

- |   |       |    |          |
|---|-------|----|----------|
| ① 通信制以外の高等学校等に通う高校生等  | 1人あたり | 年額 | 37,400円  |
| ② 通信制の高等学校等に通う高校生等  | 1人あたり | 年額 | 36,500円  |
| ③ 通信制以外の高等学校等に通う2人目以降の高校生等  | 1人あたり | 年額 | 129,700円 |
| ④ 高校生等以外に、平成27年7月1日現在、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 |       |    |          |

### 提出書類

高校生等奨学給付金受給申請書のほか、次の書類を添付して申請してください。

- ① 平成27年度の市町村民税所得割が0であることが確認できる次の書類のいずれか  
平成27年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー  
平成27年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー  
平成27年度 市町村民税・県民税 非課税証明の原本又はコピー  
※ 市町村民税所得割の確認書類は、保護者等全員について必要となります。  
※ 神奈川県内の高等学校等に通う高校生等が、就学支援金の届出（申請）のときに、保護者全員の平成27年度の市町村民税所得割が0であることが確認できる書類を学校に提出している場合は、提出は不要です。  
※ ただし、配偶者控除を受けていることにより、配偶者の市町村民税所得割の確認書類を提出していない場合は、配偶者の「市町村民税所得割が0」であることが確認できる書類の提出が必要です。
- ② 振込先口座の通帳のコピー  
※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人がわかる部分の通帳のコピーを提出してください。

（平成27年7月1日現在、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合）（平成4年7月3日～平成12年4月1日生まれ）

- ③ 兄弟姉妹の健康保険証等のコピー

### 誓約欄について

申請書の裏面に誓約（委任）欄がありますので、署名してください。

- 平成27年7月1日現在、生業扶助を受けていないこと。
- 扶養親族の状況欄に記載した子を扶養していること。
- 授業料以外に学校へ納付する納付金に未済があるときは、高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任すること。

# 高校生等奨学給付金 給付対象者及び給付額確認シート

高校生等は平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？

はい

いいえ

該当しません

平成27年7月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

はい

いいえ

お住まいの都道府県にお問い合わせください

平成27年7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

はい

いいえ

(休学等の場合はお問い合わせください。)

該当しません

保護者の方、全員の平成27年度の市町村民税所得割が非課税ですか？

はい

いいえ

該当しません

平成27年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けていますか？

はい

いいえ

生活保護  
受給世帯  
の給付額  
です  
**公立**  
**32,300円**  
**私立**  
**52,600円**

通信制の高校生等はいますか？

はい

いいえ

非課税世帯で通信制の高校生等については「通信制」の給付額です  
**公立 36,500円**  
**私立 38,100円**

通信制以外の高校生等がいる場合は「第2子」の給付額です  
**公立129,700円**  
**私立138,000円**

高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいますか？

はい

いいえ

非課税世帯で「第2子」の給付額です  
**公立129,700円**  
**私立138,000円**

2人以上の高校生等がいますか？

はい

いいえ

非課税世帯で、1人目の高校生等は「第1子」の給付額です  
**公立 37,400円** **私立 39,800円**  
2人目以降の高校生等は「第2子」の給付額です  
**公立129,700円** **私立138,000円**

非課税世帯で「第1子」の給付額です  
**公立 37,400円**  
**私立 39,800円**